

計画等の案の概要

| | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 名 称 | 静岡県社会的養育推進計画 | | |
| 公表するもの | 静岡県社会的養育推進計画（案） | | |
| 県民意見の募集 | 有 | 有の場合は その募集期間 | 令和6年12月25日(水)～令和7年1月22日(水) |
| | 無 | | |
| 担当課等名 | 健康福祉部こども未来局こども家庭課 電話番号 054-221-2922 | | |
| 総合計画における位置づけ | 5-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり | | |
| 審議会等の名称 | - | | |
| <p>1 趣旨</p> <p>児童養護施設や里親家庭で生活する社会的養育を必要とする児童が、より家庭的な環境で生活する健やかに成長できる環境を保障するために令和2年3月に策定した「静岡県社会的養育推進計画」について、令和4年の児童福祉法の改正や、国が示した計画の策定要領を踏まえ、計画の全面的な改定を行います。</p> <p>この計画は、静岡県、静岡市及び浜松市が共同して策定します。</p> | | | |
| <p>2 骨子</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 社会的養育の体制整備の基本的な考え方</p> <p>4 PDCAサイクル運用の在り方</p> <p>第2章 社会的養育を取り巻く状況</p> <p>1 児童人口の推移</p> <p>2 虐待相談対応件数の状況</p> <p>3 措置児童数の状況</p> <p>4 里親・ファミリーホーム委託の状況</p> <p>5 一時保護の状況</p> <p>6 現計画の評価</p> <p>第3章 計画の基本理念及び施策体系</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 施策体系</p> <p>第4章 代替養育を必要とするこども数等の見込み</p> <p>1 児童の推計人口</p> <p>2 代替養育を必要とするこども数の見込み</p> <p>3 里親等での養育が必要なこども数の見込み</p> | | | |

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

1 こどもの権利擁護の推進

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

(ア) 意見聴取等措置

(イ) 意見表明等支援事業の実施

(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備

2 こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(ア) 市町等の相談支援体制の整備に向けた支援・取組

(イ) 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(3) 一時保護改革に向けた取組

(ア) 一時保護体制の整備

(イ) 一時保護におけるこどもの最善の利益

(4) 児童相談所の強化等に向けた取組

3 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

(イ) 親子関係再構築に向けた取組

(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(2) 里親等への委託の推進に向けた取組

(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

(イ) 多機能化・機能転換

(4) 障害児入所施設における支援

4 こどもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組